

## 手話言語法の制定に関する意見書

手話は、聴覚障害者がコミュニケーションを取り、物事を考える際に使用され、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現するもので、日本語と同様に独自の語彙や文法体系を持つ言語です。

平成18年12月に採択された国連の「障害者の権利に関する条約」では、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されています。手話は言語として国際的に認知されており、我が国は平成26年1月に同条約を批准したところでは、

日本政府は障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条第3号では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対し、情報保障施策を講じなければならぬとされており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要です。

よって、千代田区議会は、政府に対して、「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月15日

千代田区議会議長

嶋崎 秀彦

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
文部科学大臣 下村 博文 殿  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿